

国際日本文化研究センター危機管理規則

〔平成27(2015)年5月 7日 制 定〕
〔令和 8(2026)年7月31日 最終改正〕

(目的)

第1条 この規則は、国際日本文化研究センター(以下「センター」という。)において発生する危機に迅速かつ的確に対応するため、人間文化研究機構における危機管理体制の整備について(平成19年3月27日機構長決定)に定めるもののほか、センターにおける危機管理体制その他基本事項を定めることにより、センターの教職員の安全確保を図るとともに、センターの社会的な責任を果たすことを目的とする。

(危機管理の基本方針)

第2条 センターにおける危機管理の基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 危機の未然防止に努める。
- (2) センター関係者の生命及び身体の安全確保を最優先とする。
- (3) センター内の財産の保護に努める。
- (4) センター内における研究活動の継続又は速やかな再開に努める。
- (5) 関係機関との連携協力及び情報公開に努める。

(定義)

第3条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危機 災害、火災及び重篤な感染症の発生その他の重大な事件又は事故のほか、情報の流出及び社会からの批判等を原因として、センターの教職員等の生命若しくは身体又はセンターの財産、社会的信用、組織の存続に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事象及び状態をいう。
- (2) 危機管理 危機の原因と状況を把握・予知・分析するとともに、当該危機によってもたらされる事態を想定し、被害を回避又は最小限に抑制するため、組織的に対応することをいう。
- (3) 教職員等 センターの教職員及びセンターにおいて業務を行うことが認められている者をいう。
- (4) 関係部署 センター組織運営規則第3条から第6条に規定する組織をいう。

(所長等の責務等)

第4条 所長は、センターにおける危機管理を統括するとともに、危機管理体制の充実に努めなければならない。

- 2 副所長は、所長を補佐し、危機管理体制の充実に努めなければならない。
- 3 関係部署の長は、当該部署における危機管理を統括し、危機管理体制の充実に努めるものとする。

4 教職員等は、その業務の遂行に当たり、危機管理に努めなければならない。

(危機管理体制)

第5条 第3条における危機、危機管理については、次の各号に掲げる危機管理体制を確立し、管理体制及び情報の伝達経路等は別紙のとおりとする。

- (1) 危機管理者 総務課長(不在時は、総務課総務企画係長)
- (2) 危機管理責任者 副所長〔所内担当〕(不在時は、管理部長)
- (3) 責任者 所長(不在時は、副所長)

(危機管理委員会)

第6条 所長は、センターにおける危機管理に関し必要な事項を審議するため、危機管理委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 所長
 - (2) 副所長
 - (3) 管理部長
 - (4) 研究調整主幹
 - (5) 国際研究推進部長
 - (6) 情報管理施設長
 - (7) 各課長
 - (8) その他所長が必要と認める者
- (委員長等)

第7条 委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代行する。

4 前3項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(危機管理レベルの決定)

第8条 所長は、センターにおいて発生し、又は発生するおそれがある危機について、危機の状況及び対応の態勢に応じて、別表の区分により危機管理レベルを決定する。

2 所長は、危機の状況の推移等に応じて必要があるときは、前項により決定した危機管理レベルの変更を行う。

(危機事象の通報等)

第9条 教職員は、緊急に対応すべき事象が発生又は発生するおそれがあることを発見したときは、危機管理者に通報しなければならない。

2 危機管理者は、前項の報告を受け、又は自ら危機事象を察知したときは、当該危機の状況を確認のうえ、直ちに所長に報告するとともに、対応方針を協議しなければならない。

(対策本部の設置等)

第10条 所長は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、危機対策を講ずる必要があると認めるときは、次の各号に掲げる業務を行うため、直ちに当該危機に係る危機対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

- （１）危機管理において必要な対策の決定及び実施
- （２）危機の情報収集及び情報分析
- （３）教職員等への危機に関する情報提供
- （４）危機に関する関係機関との連絡調整
- （５）危機に関する報道機関への情報提供
- （６）その他危機への対応に関する必要な事項

2 対策本部は、次の各号に掲げる本部員で組織する。

- （１）本部長は、所長をもって充て、対策本部の業務を総括する。
- （２）副本部長は、副所長（所内担当）をもって充て、本部長を補佐する。
- （３）本部員は、副所長、管理部長、関係部署の長、各課長、その他必要な者をもって充てる。

3 対策本部の庶務は、総務課が主管し、関係部署の教職員が参画するものとする。

4 対策本部は、当該危機の終息宣言を行ったときに解散するものとする。

（対策本部の権限）

第11条 対策本部は、本部長の指揮の下に、迅速に危機に対処しなければならない。

2 教職員等は、対策本部の指示に従わなければならない。

3 対策本部は、その事案処理に当たり、運営会議、センター会議及び関係委員会の審議を含め、センターの諸規則等により必要とされる手続きを省略することができる。

4 前項の場合において、対策本部は、事案の対処の終了後に運営会議又はセンター会議に報告しなければならない。

（関係部署における危機への対応等）

第12条 関係部署の長は、当該部署のみに係る危機であつて当該部署限りで対応することが適切と判断する事象については、その内容、対応方針、対応状況等を所長に報告し、了解を得るものとする。この場合において、所長は、当該部署の長の判断にかかわらず対策本部を設置することができる。

2 危機管理体制について、センターの諸規程等において別の定めが設けてある場合にあつては、この規則によることなく当該諸規程等の定めるところにより危機管理を行うものとする。

（雑則）

第13条 この規則に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年5月7日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4(2022)年3月17日から施行する。

附 則

この規則は、令和4(2022)年12月9日から施行する。

附 則

この規則は、令和8(2026)年7月31日から施行する。

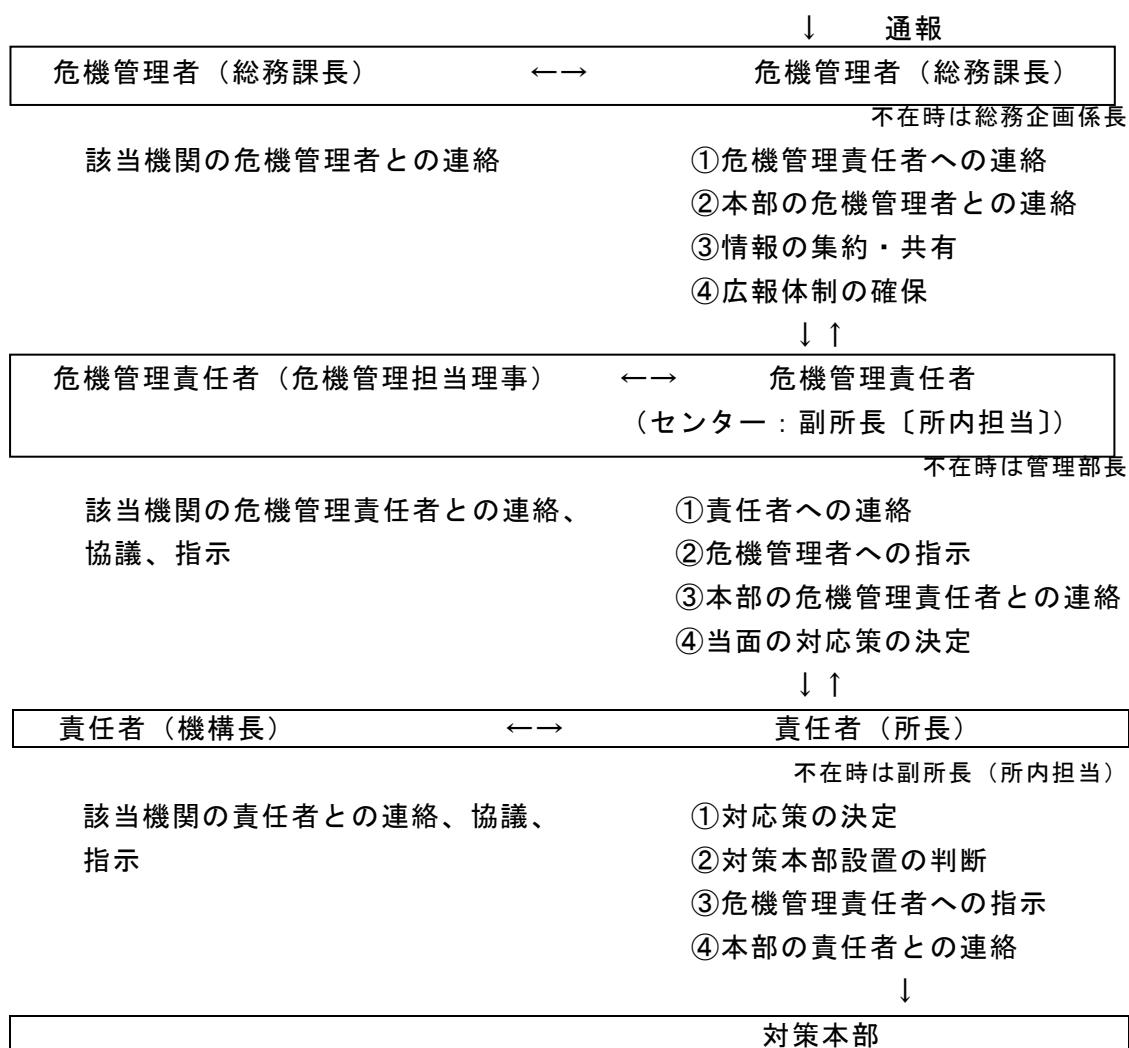
別 紙（第5条関係）

センターにおける危機管理体制（情報伝達システムの概念図）

【本部における危機の対応】

【センターにおける危機の対応】

（事件、事故、災害等のうち、特に迅速な対応が求められる問題が発生した場合）



別 表（第 8 条関係）

危機管理レベル

区分	危機の状況	対応の態勢
0	センター関係者への影響が小さく、通常の体制で対応できる災害、事故等	関係する部署において対応するもの
1	センター関係者への影響が比較的小さく、その範囲が一の部署にとどまる災害、事故等	関係する部署において対応するもの
2	センター関係者への影響があり、その範囲が複数部署にわたる災害、事故等	危機対策本部と連携して、関係する部署において対応するもの
3	センター関係者への影響が比較的大きく、その範囲が複数部署にわたる重大な災害、事故等	危機対策本部が中心となって対応するもの
4	センター関係者への影響が非常に大きく、その範囲がセンター全体にわたる甚大な災害、事故等	危機対策本部が中心となって対応するもの